

■ ■ ■ 厚生労働大臣の定める掲示事項 ■ ■ ■

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料について】

当院の看護職員（看護師及び准看護師）の配置は次のとおりです。 ※受け持ち人数は、重症度や休日などの要因で変わることがあります。

	病床区分	1日に勤務している看護職員数	看護職員1人当たりの受け持ち数	
			8:45~17:00	16:45~9:15
2階西病棟 (46床)	回復期リハビリテーション病棟入院料2 (46床)	11人以上	5人以内	20人以内
3階西病棟 (54床)	療養病棟入院基本料1 (54床)	12人以上	4人以内	20人以内
3階東病棟 (34床)	地域一般入院料3 (34床)	11人以上	3人以内	12人以内
南1階病棟 (60床)	特殊疾患病棟入院料1 (60床)	19人以上	3人以内	23人以内
南3階病棟 (60床)	特殊疾患病棟入院料1 (60床)	18人以上	3人以内	22人以内
南新館病棟 (60床)	認知症治療病棟入院料1 (60床)	8人以上	7人以内	24人以内

また、療養病棟では入院患者さん20人に対して1人以上、認知症治療病棟では入院患者さん25人に対して1人以上、一般病棟・回復期リハビリテーション病棟では入院患者さん30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

【基本診療料・特掲診療料】

当院では、次の施設基準に適合している旨を関東信越厚生局に届出しております。

	項目	受理番号	算定開始(更新)
基本診療料	地域一般入院料3	第2403号	平成28年11月1日
	看護配置加算	第2337号	平成28年11月1日
	看護補助加算1	第2346号	平成29年11月1日
	療養環境加算	第1854号	平成28年11月1日
	療養病棟入院基本料1	第1734号	令和2年9月1日
	療養病棟療養環境加算1	第25号	平成19年8月1日
	回復期リハビリテーション病棟入院料2	第43号	令和4年7月1日
	特殊疾患病棟入院料1	第15号	平成25年5月1日
	認知症治療病棟入院料1	第17号	平成28年9月1日
	診療録管理体制加算3	第185号	令和4年6月1日
	データ提出加算1(200床以上)	第121号	平成28年4月1日
	後発医薬品使用体制加算3	第89号	令和4年4月1日
	精神科身体合併症管理加算	第2号	平成20年4月1日
	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	第29号	平成25年2月1日
特掲診療料	在宅療養後方支援病院	第18号	平成28年4月1日
	検体検査管理加算(I)	第245号	令和2年4月1日
	薬剤管理指導料	第309号	平成28年10月1日
	CT撮影及びMRI撮影	第752号	令和6年3月1日
	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	第57号	平成29年6月1日
	運動器リハビリテーション料(I)	第70号	平成29年6月1日
	胃瘻造設術	第190号	平成30年4月1日
	外来・在宅ベースアップ評価料(I)	第179号	令和6年6月1日
	入院ベースアップ評価料(33)	第1号	令和6年6月1日
	酸素の購入価格の届出	第819168号	令和6年4月1日

【入院時食事療養について】

当院では、入院時食事療養(I)の届出を行っております(受理番号 第666号 平成18年4月1日)。

管理栄養士によって管理された食事を、適時(朝食:午前7時30分、昼食:午後0時、夕食:午後6時以降)、適温で提供しております。

## 【医療安全管理体制について】

当院では、医療事故防止及び安全確保の取り組みを効果的に推進する体制の整備を図るため「医療安全管理委員会」を設置しております。

当該委員会は、委員長が医師、医療安全管理者、医療機器安全管理者、各部署の代表委員で構成されており、医療の安全に係る情報の収集・分析及び方策の立案を行っています。

また当院では、常に患者さんが安心して、満足し、良かったと思っただけの良質な医療の提供を目指し、全職員に対し医療の安全管理に関する意識の高揚や医療の質の向上を目的とした研修を年2回以上行う等、研鑽と努力、自己啓発に努めております。

患者さん、ご家族の皆さまにおかれましては、医療安全管理者等による相談・支援をご希望される場合には受付窓口、スタッフステーション、各部署窓口等にお申し出ください。必要に応じて専門の職員がご対応いたします。

## 【院内感染対策の取り組みについて】

当院で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、病院長を委員長とし、各部署の代表委員で構成する「院内感染対策委員会」を設置しております。月1回定期的に会議を行い、市中や院内の感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を協議しています。また院内感染対策を目的とした職員の研修を年2回以上行っています。

## 【「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 【後発医薬品使用体制加算（ジェネリック医薬品の使用）について】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しており「後発医薬品使用体制加算3」に係る届出を行っております。

後発医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者さんには十分にご説明いたします。

## 【一般名処方加算について】

当院では、安定的に薬物治療を供給する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。なお、令和6年10月より患者さまが一般名処方の処方せんから長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。

〈対象となる医薬品〉

- ・後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）
- ・後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（準先発品を含む）

〈自己負担額〉

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

（先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）

## 【敷地内全面禁煙について】

当院は健康保険法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため、屋内外を問わず敷地内での喫煙を禁止しております。ご来院、ご入院中の皆さまには、禁煙（非燃焼・加熱式たばこ含む）の厳守をお願いいたします。

また、病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

## 【患者さんの相談窓口（地域医療連携室）について】

- 治療・看護につきましては、いつでも医師または看護師にご相談ください。
- 当院では、患者さんが安心して医療を受けることができるように支援するため、「医療ソーシャルワーカー」を配置しています。医療に関すること、入院上または退院後の生活の不安等に関する相談を受け付けていますので、ご相談をご希望される場合は、受付または各病棟にお声掛けください。相談費用はかかりません。
  - ・相談者が不利益を受けることはありません。
  - ・相談内容は守秘いたします。

【受付時間】 月曜日～土曜日（祝日を除く） 9:00～16:30（ご予約優先）

令和6年10月1日  
医療法人靖和会 飯能靖和病院  
理事長 木川 浩志